

## 職務権限に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人松口奨学会（以下「当法人」という。）における、役員の基本職務及び権限を定め、責任の明確化及び業務運営の円滑化を図ることを目的とする。

### (理事長)

第2条 理事長は、定款に基づき当法人を代表し、業務を統轄する。

### (常務理事)

第3条 常務理事は、理事長とともに、当法人の業務を執行する。

### (権限)

第4条 当法人の業務を執行するため、理事長・常務理事には、決裁権限表に定めるところの権限が与えられる。

2 決裁権限表は、理事会の決議を経て制定されなければならない。

### (理事長業務の代行)

第5条 理事長が事故・病気等の理由でその業務執行に支障がある場合は、常務理事は、理事長に代わり業務を執行することができる。ただし、理事長の権限に属する業務を代行した場合は、常務理事は遅滞なくその執行状況を理事会に報告しなければならない。

### (稟議手続き)

第6条 決裁権限表の理事長の専決権限に属する事項は、稟議書を作成し、これに決裁を得て実施する。ただし、理事会及び評議員会で議決された事項については、改めて稟議書の作成を要しない。

### 附則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は理事会で別に定める。
- 2 この規程は、平成30年1月15日から施行する。

【決裁権限表】

公益財団法人松口奨学会

項 目		理事会	理事長	常務理事	備 考
規程	(1) 規程の制定, 改廃	○定款の変更 重要な規程の制定, 改廃			○: 評議員会付議事項
総務	(1) 評議員の選任	○評議員の推挙			○: 選任は評議員会付議事項
	(2) 評議員会または理事会の開催	評議員会の開催	理事会の開催		
	(3) 官公署への許認可申請等		全般	全般	規程の制定その他の事項について既に決裁を受けている場合は、改めて許認可申請等のための決裁を受けることを要しない。
人事	(1) 理事及び監事の選任	○理事候補及び監事候補の選任 顧問及び参与の選任	顧問の委嘱		○: 評議員会付議事項
	(2) 顧問の委嘱				
	(3) 常勤役員の報酬	○役員報酬支給基準の制定	支給の決定		○: 評議員会付議事項
	(4) 常勤役員、顧問の費用支給				
	(5) 臨時員の雇用、休職または解職		全般	全般	
	(6) 報酬の決定、報奨及び懲戒				
経理	(1) 予算	収支予算決定			
	(2) 決算	○決算審議			○: 評議員会付議事項
	(3) 重要な財産の処分又は担保提供	○基本財産の処分又は除外	理事会付議事項を除く全般		○: 評議員会付議事項
事業	(1) 実施計画・結果報告	事業計画決定 ○事業報告審議	理事会付議事項を除く全般	理事会付議事項を除く全般	○: 評議員会報告事項
	(2) 委員の委嘱		全般	全般	
	(3) 講師謝金または委員会謝金の支出		全般	全般	
	(4) 事業経費の支出(上記(3)に該当するものを除く)		全般	10万円未満 (重要なものを除く)	
その他	(1) 物品の購入 (2) 賃借 (3) 業務の所外委託 (4) その他管理経費の支出(上記(1)～(3)に該当するものを除く)		全般	全般 10万円未満 (重要なものを除く)	業務の所外委託には、講師謝金または委員会謝金の支出に関連するものを除く。  継続的な役務の提供を受ける場合については、「1件の金額」は「年度内の支出予想額」と読み替える。

(留意事項) この表に記載のないものについては、寄附行為に別段の定めがあるものを除き、理事長の専決事項に属するものとする。

(平成30年1月15日制定)